

データ正義とは何か：デジタルに関する諸権利と自由をグローバルな形で結合させることの擁護

リネット・テイラー

出典

Taylor, Linnet. [2017] "What is data justice? The case for connecting digital rights and freedoms globally." *Big Data & Society* 4 : 1-14.

キーワード

- データ正義(data justice)
- 官民のインターフェース(the public-private interface)
- 可視性(visibility)
- テクノロジーへの参与(engagement with technology)
- 差別の不在(nondiscrimination)
- ケイパビリティ・アプローチ(capability approach)

1. 導入:データ正義の擁護

以前は可視化されていなかった人々に関してデジタル・データが入手可能になることで、世界中の政策立案者や研究者は、「データ革命(data revolution)」の恩恵に与ることになった。とりわけ、「データ煙(data fumes)」——デバイスやサービスの使用の副産物として生じるデータ——は、世界中の政策立案を、データに基づいた(being data informed)ものから、データに駆動された(being data driven)ものへ変化させている(Kitchin[2016])。これらのデータは、国家や民間部門(そして協働して活動する両者)によって、人々がどのように見られ取り扱われるかについて、倫理的、政治的、実践的な含意を持つ。特に、これまで、正確な統計データを収集する当局の能力が限られていた、低所得環境においては、より一層明白な社会的・政治的含意を持っている。しかし、これまでデータ革命は第一に技術的なものであった。つまり、分類し、カテゴライズし、介入するデータの権力は、政府機関や当局によって、社会正義のアジェンダに明確な形で結び付けられてこなかった。

2つの傾向が、デジタル・データの正しい利用に関して、グローバルな視点を発展させることを、急務としている。1つは、世界的な規模でテクノロジーが急速に採用されつつあること、もう1つは、この急速な増加と対応して生じている、データ分析のグローバル化であ

る。世界の 70 億台の携帯電話のうち、55 億台が低・中所得国で使用されている。インドと中国は、市民のあらゆる生活を追跡・監視する能力を提供する数百のスマートシティの創設を命じている (Greenfield[2013])。デジタル登録や生体認証登録は最貧国でさえも一般的なものとなりつつある。国際的な援助、開発、人道的対応の実践では、低所得地域での大規模な地図作成、仕分け、介入のために膨大な量のデジタル・データを使用するケースが増えている (Taylor and Broeders[2015])。グローバルなデータ市場の範囲も、これらの新しいデータソースを考慮して変化してきており、多国籍企業は何十億人もの潜在的な新規消費者を獲得しようと躍起になっている (Taylor[2016a])。一方で、データ化(datafication)がシチズンシップ、自由、社会正義にどのように貢献するかについての研究や実践は、企業や国家がデータを利用して介入し影響を与える能力に比べれば、ごくわずかである。

本論文は、法の支配を確立するためには正義の概念が必要であるのと同様に、データ化が進行しつつある世界に倫理的なものを導入するためには、データ正義(data justice)の概念が必要であると仮定する。さまざまな分野でデータ正義に関するいくつかの枠組みが登場しつつある。そこで、データ正義に関する既存の研究を分析し、異なる視点を相互に対話させた上で、共通の原則を見出すことによって、これらの視点を、さらなる研究と議論に貢献するような単一の枠組みにまとめ上げることができると主張したい。

2. 問題：官民のインターフェースにあるデータ

社会正義に関する懸念とデータ化を関連付けようとするのはなぜだろうか。一つの理由としては、ビッグデータの影響は、社会的・経済的地位によって大きく異なるという事実を挙げることができる。Gilliom[2001]や、より最近の研究として Eubanks[2014]や Masiero[2016]などの研究は、データ監視の最大の負担は、常に貧困層が負担してきたことを示している。社会的・経済的地位だけでなく、性別、民族、出身地によっても、データの影響力は異なる。

更に、これらの問題は、複数のデータセットの結合と融合によって生まれるインターフェースで、交差し、増幅する。データ化の影響におけるこのような交差性 (Cho et al.[2013])が、社会正義に基づく視座が必要となる部分的な理由である。相互作用する様々な諸性質——人種、民族、宗教、ジェンダー、居住地、国籍、社会経済的地位——が、個人がデータを通じてどのように行政的あるいは法的主体になるのかを決定している。翻って、監視対象とされる可能性は、関連するカテゴリーの数に応じて増大する。たとえば、低所得地域に住み、両親が貧しく、少数派民族や宗教に属する移民の家庭のティーンエイジャーは、保護(社会福祉)と予防(法的処罰)を担当する当局から監視の対象とされる可能性が飛躍的に高く、また、高所得地域に住み、多数派民族に属する友人よりも、監視や介入に抵抗する機会が少ない可能性が高い。

データシステムが差別を生み出すことも、すでに周辺化されている人々や社会的に排除されている人々に、さらに不利益をもたらす傾向があることも、目新しいことではない。デ

ータ化が社会正義に対して持つ含意に特別な注意を払うべき理由は、現代のデータ化に特有のダイナミズムにある。このダイナミズムの特徴は、データの収集と分析の方法が、もはや「自主的に行われた(volunteered)」(市民が自分のデータが収集されていることを自覚している、直接調査やその他の行政データの収集)ものと「その他」(デバイスやセンサーを介したデジタル監視)とに容易に分けられなくなっている点にある。上記のティーンエイジャーの場合、データ収集と分析の機能が、公的機関と、彼女に携帯電話を提供した営利企業との間で共有されている時、問題は膨れ上がることになる。

ここで、官民のインターフェースが重要となる。なぜなら、私たちが公共部門の機能と認識しているものの多くが、実際には民間部門によって実行されており、この事実は、透明性と説明責任に関して含意を持つからである。政府によるデータ化の作業の多くが民間部門によって行われているという事実は、市場がデジタル・データに関する権力の非対称性を確立し増幅させる中心的な要因であることを示唆している。

大規模なデータ収集に関わる官民のインターフェース、そして、そうしたインターフェースのグローバルなデータ市場との必然的な係わり合いは、国境や法制度を越えて権利をどのように保障すべきか、さらには、個人の権利をデータがもたらす危害に対抗するための唯一の手段とすべきかどうかという点にさえ、根本的な疑問を提起している。重要な変化の一つは、データのポジティブな機能を支える監視関係が、固定された目的と位置関係をもつ一対一関係ではなく、むしろ多対多のバーチャルな関係になっていることである。パノプティコンのように、監視者を喜ばせるために自分の行動に自己検閲を加えるのではなく、私たちは、日常の行動を通じて、営利企業から政府に至るまでの膨大な範囲のアクターに対して、偶然的な仕方で自分自身の姿を曝け出しているのである。

現在に至るまで、先進国では、データ技術に関わる自由やニーズに関する問題は、基本的権利の枠組みを通じて検討されてきた。しかし、この枠組みをグローバルなデータ市場に関連して適用する場合、2つ問題がある。第一に、人権に関するリベラルで個人を中心とする枠組みでは、権利侵害が明確で目に見えるものであることが必要とされる。第二に、補償が個人レベルで行われることを前提としている。以上の点は、データ技術を通して「見る(seeing)」という行為が持つ、不可視で多対多であるという性質によってだけでなく、データの負の影響の多くが個人レベルだけでなく集団レベルでも生じているという事実に照らし合わせても、問題含みである。

この新しい状況下では、権利侵害が特定可能であることを要求する基本的権利の枠組みを適用するのではなく、現代のデータ収集と利用に内在する幅広いアクターと可能性に対処することが可能な、より多面的なアプローチが必要である。次節では、インターフェースが構造的な差別の場であると同時に交差的なものでもあることを例証する、官民のインターフェースによるデータ化の2つの事例の検討を行いたい。

3. データ不正義を特定する

最初のケースは、インドのアドハー(Aadhaar)として知られる生体認証人口データベースである。このデータベースは 10 億件以上の登録件数を持つ世界最大のものであり、2009 年に、貧困ライン以下の人々が配給を受け取る際に、指紋や虹彩認証で身元証明を可能にすることで、不正受給を減らすことを目的として開始された。だが、システム設計が原因となって、実際には、最も貧しい人々が最も質の悪いサービスを受けとるようになっている。

アドハーのシステム設計は貧困の実像を把握し損ねている。重労働のため指紋が擦り切れている、あるいは栄養失調によって虹彩認証が使用できないという理由から、石材やセメントを使用して働いている人や、60 歳以上の人の認証が不可能となっている (Yadav[2016])。また、各家庭で一人の代表者が配給を受け取る仕組みとなっているため、その人が病気や仕事を理由に配給所に行くことができないと、その家族は配給を受けることができない。アドハーは、貧しい人々の日常が不安定であることを見逃している (Priya and Priya[2016])。他にも、携帯を持たない貧困層は認証システムのバックアップを受けることができない、技術的な問題に対応する公的な監督機関が存在しない、情報がマーケティングに使用される恐れがあるなどの問題がある。

アドハーは、Johnson[2014]が情報正義に関する研究の中で「規律システム(disciplinary system)」と呼んでいるものに該当し、いくつかの問題を提起している。第一に、システムは、読みやすい指紋と虹彩を持っていること、携帯電話を持っていること、同じ登録者が毎週配給を受け取ることができるような安定した家庭生活を送っていること、これらの要求を通じて、「普通の基準(a standard of normalcy)」(Johnson[2014])に従うことを、登録者に強制している。第二に、分配上の公平性に関する問題を提起している。アドハーは福祉における汚職を減らし、以前は不可能であったサービスへのアクセスを貧困層に与えることで、分配上の公平性を促進するという主張もあるが、実際には、何を受け取ることができるかは、資源や社会・経済的地位に応じて全く異なっている。第三に、制度は不平等を増幅させている。富裕層の生活は利便性が増す一方で、システムが対処できない身体を持つ人々、あるいは身元を誤読された人々が、行政から締め出されてしまう。最後に、この制度は制度の乱用や苦情への公正な救済を認めていない。この制度を利用せざるを得ないのは貧困層であるにもかかわらず、システムの苦情処理の手順は中上流階級の身体やライフスタイルに沿ったものとなっている。

2つ目の例は、アルゴリズムの不確実性が、いかに強固な不正義へと変貌し得るかを例証している。欧州宇宙機関のコンサルティング業を営むある企業が、衛星画像などを用いて機械学習を行い、EU 南部の国境に向かって移動する移民の動きを監視・予測することを提案した。当局は、アルゴリズムに基づいた分類を行うことで、「望ましくない」移民を特定し、彼らが欧州に到達するのを防ぐための措置を講じることで、亡命数をコントロールすることが可能になるとされた。

この提案は、いくつかの理由から問題含みである。第一に、使用されている機械学習が、遠隔地で記録された行動や特徴に基づいて移民を分類することを可能にしてしまう点、第

二に、その分析結果が、移民の入国を許可するかどうかを決定する機関に伝達されてしまう点である。一つ目の点が危険であるのは、移住を企てているかどうか判断するために機械学習が利用する代替指標が、移民が正当な難民申請者かどうかを予測するために、用いられてしまうからである。

以上のようなシステムの不正性は、より大きな問題につながる。すなわち、基本的なものであるとされている、プライバシーと自律の権利のような多くの権利が、実際には国境を越えて拡張されていないため、基本的なものとして扱われないということである。本質的に国境を超えるデータシステムは、権利と救済メカニズムに関しても、同様に国境を越えた要求を行うが、リモートセンシング、リモート分析、遠隔意思決定の場合、現時点でこうした要求を行うことは不可能である。データ正義は、気候正義、テロリズム、貧困など、「きわめて厄介(super-wicked)」(Levin et al.[2012])と分類されてきた複雑で多次元の問題の一部である。これらの諸問題の相互依存性に対応するためには、データ正義に対しても体系的な方法で対処する必要がある。

4. 領域とシステムを横断するデータ正義

データ正義の概念化を目指した主要なアプローチは現在(少なくとも)3つ存在する。1つは、ガバナンスのために利用されるデータが、権力の非対称性を維持する方法に焦点を当てたものである(Johnson[2014])。もう1つは、貧困層を可視化することを通じて、データ技術がより広範な範囲で分配的正義を実現する方法に焦点を当てたもの(Heeks and Renken[2016])である。そして、最後は、データ監視(dataveillance)の実践が、社会正義の実現を目標とする組織の活動にどのような影響を与えるのかに関心を持っているもの(Dencik et al. [2016])である。これらの異なる研究潮流は、一見異なる方向を目指しているように見えるが、これらの研究を一つにまとめ上げることが重要であると以下で主張したい。

Johnson[2014]は、データ正義を主にオープン・データに結びつけつつも、ガバナンスのツールとしてのデータという、より広範なデータに関連を持つ結論を提示している。市民と商用ユーザー間の能力(capabilities)の差が原因となり、行政データは必然的に社会的特権を強化し、不平等な機会を生み出してしまう。Johnsonは、こうした問題への対抗策となるような「情報正義(information justice)」の概念を確立することを提唱している。Johnsonによれば、データが収集され、構造化される方法が一種の規範的強制を生み出すため、データシステムは規律的な機能を持つ傾向がある。この問題に対処する方法として、Johnsonは、技術哲学者、情報科学者、社会科学者が参加する共同研究を通じて、データ技術に関して「政治を明示化する」ことを主張している(Johnson[2016]p.29)。

Heeks and Renken[2016]は、情報正義の問題を明確にグローバルなレベルで捉えつつ、情報正義を人間開発の問題に適用する際には、それがどのような仕方で目的として追求されるべきかを問い、国際開発部門の観点と優先事項から、データ正義のあり得る枠組みの豊か

な分析を提示している。Heeks と Renken は、国際開発部門におけるデータの機能に限定するのではなく、「社会的・政治的正義のより広い規範(wider codes of social and political justice)」を参照した構造的なアプローチを提唱し、データの所有権、アクセス権、データによって適切な形で表象される権利は、公平性と正義にとって根本的であると主張している。

最後に、Dencik et al. [2016]は、監視資本主義(surveillance capitalism)がシチズンシップと市民運動(activism)に制約を加える手法に着目した形で、データ正義を構想する必要性を指摘している。彼らは、政府による監視への抵抗を、社会正義の原理に基づいた形で記述するために、「データ正義(data justice)」という用語の導入を提唱している。彼らの枠組みは、特に社会運動(social activism)に焦点を当てているが、データ化の政治学を探究しようとする Johnson と、データ化の政治経済学への Heeks と Renken の関心とも結びついたものでもある(Dencik et al. [2016] p.10)。

データ正義という考え方に対するこれら 3 つの対照的な解釈は、政治と権力に焦点を当てている点と社会正義の定式化を行っている点を通じて、互いに関連している。しかし、ここでは、これらの構想間の違いが有益である。なぜなら、この違いが、いくつかの本質的な問題を提起しているからである。

第一に、グローバルな規模でのデータ正義の概念化が、相対主義に陥ることなく、権利、正義、公平性などの重要な原理を持ち出すことは、いかにして可能であるのか。実際には、権利という言葉は、正義に関するグローバルな枠組みを模索するツールとしては適切ではないかもしれない。Brock[2009]は、人々が主張しうる権利とは何かではなく、人々のニーズとは何かを問うことで、正義に関する文化的・地域的な枠組みを越えた思考が可能になると主張している。

また、データ不正義はますます集団レベルで発生する傾向があるという事実も、データ正義を形作るために個人の権利に基づく枠組みを使用することの妥当性を失わせている。新しいデータ技術は、個人の特徴や行動よりも、むしろ集団に基づいて行動を分類し、プロファイル化する傾向があるため、データ正義の概念を定式化するためには、個人レベルを超えた視点を持つことが必要不可欠となる。Heeks と Renken のデータ正義の探求の中心となっている Sen[2005]は、社会正義の実現のためには集団的な行動が必要であると指摘し、個人と集団のバランスをとろうとしている。ここで鍵となるのが、構造的なアプローチである。何が公正であるのかを形式的に確立する必要性(プロセスの自由)と行為者主体性(機会の自由)の必要性を考慮すると(Sen[2005])、データ正義は、公平性がどのように決定されるべきか、正義が実現可能かどうかに関してバリエーションを認めることができる、ケイパビリティ・アプローチに最も適合しているように思われる。

2 番目の問題は、データ正義が何を達成すべきかという問題である。3 つのビジョンは全く異なる方向に焦点を当てている。Johnson は、データベースの設計がどのようにして反差別の原則をより良く取り入れることができるかを問い、Heeks と Renken は、より公平なアクセス、参加、表象を実現するために、データをどのように分配すべきかという問題に主に

焦点を当てている。一方で、Dencikらは、社会正義の実現に向けて活動する活動家を保護するために、(監視を通じて)データが配布されてはならない条件に関心を持っている。次節では、それぞれがデータに関連する必須であるが異なる自由を推進しているこれらの立場を調和させるために、包括的な枠組みを提唱する。

5. データ正義の枠組みに関する1つの提案

上記で議論された異なる視点を調和させる枠組みには、以下の3点が求められる。第一に、アドハーや移民監視システムの例で示されたように、(ビッグ)データシステムが識別、規律、コントロールを行う手法の新規性と複雑さを考慮する必要があるだろう。第二に、新しいデータ技術が持つポジティブな可能性とネガティブな可能性の両方を考慮に入れた枠組みを提供しなければならないだろう。最後に、社会的な文脈を超えて有用であった原理を用いて、ポジティブな可能性とネガティブな可能性の両方を考慮に入れた枠組みを提供しなければならず、またこれによって、高所得国と比較して低所得国のプライバシーと可視性の価値に関して生じつつあるダブル・スタンダードへの疑いを解消するものでなければならないだろう。

そのためには、適切な形で登録されるニーズだけでなく、データ収集や処理からオプト・アウトするニーズ、データ生成技術に関する自律を維持するニーズ、データ駆動型の差別から保護を受け、それに異議申し立てを行うニーズを考慮に入れることが可能な枠組みが必要不可欠である。以上は、可視性、デジタルな(不)参与、データ駆動型差別への対抗という3つの柱に基づくアプローチを示唆している。また、このアプローチは、何(what)が重要なのかだけでなく、誰(who)が重要なのか、そして諸権利が望ましい結果にどのように(how)関係しているのかを確定するために、データの政治経済学の方法論的な側面に関わるものでもなければならない。

第一の柱である可視性(visibility)は、プライバシーと登録の両方に関わる。可視性と情報プライバシーの必要性に関するより詳細な枠組みは、社会の周辺領域でのプライバシーに関する研究 (Arora[2016] Gilliom[2001] Jayaram[2014])、集団プロファイリングを通じた集団プライバシーへのリスク (Taylor[2016b] Floridi,[2014] Raymond[2016])、データがどの程度公共財とみなされるか (Taylor[2016c]) という論点を考慮に入れるべきである。

テクノロジーへの参与(engagement with technology)は、この概念的枠組みの第二の柱である。データ市場への参加条件をコントロールする自由は、自身の可視性を理解し決定する力を下支えするものであるため、いかなるデータ正義の枠組みにも不可欠な要素である。データが処理され解析される方法は、国家内部あるいはグローバルなデータ市場において、個人をサバルタンとして位置付けるため、テクノロジーに関する人々の自律の重要性を擁護する議論は、ポストコロニアル理論に見出すことができる。

第三の柱は、差別の不在(nondiscrimination)である。これは、データ利用におけるバイアス

を特定し異議申し立てする能力と、差別されない自由の2つの次元から構成されている。データの生成と処理の複雑さが増すにつれて、データ駆動的な意思決定において、バイアスを特定し異議申し立てする人々の能力は、システム設計者自身も含めて、低下すると予想されている (Kroll et al. [2016])。このことは、アルゴリズムのプロセスと意思決定の管理を行うことが可能な方法を考案しなければならないということ、また、異議申し立てを行う個人の側の責任は、差別を特定しそれに対する罰則を設ける政府側の能力を伴う必要があることを示唆している (Kroll et al. [2016])。

データ正義のための概念的枠組みの提案の貢献の一部は、答えへの道筋を指し示すだけでなく、必要不可欠な疑問を明確するために役立っている点にある。周期表のように、関係や位置のマッピングは、欠落している要素も浮かび上がらせる。例えば、データ市場に参加しない自由(freedom not to engage with the data market)、あるいは商業データベースに登録されないという自由(not to be represented in commercial database)は、まだ十分に理論化されていない。しかし、このような自由の必要性は、歴史的な出来事にも示唆されており、また、Heeks や Renken、Johnson の定式化の根底にあるものである。つまり、見られ、表象される権利と同様に、データベースから離脱する権利もデータ正義にとって中心的なものである。

6. ケイパビリティに基づく生態的アプローチ

Heeks と Renken が示唆するように、Sen[1999]と Nussbaum[2006]のケイパビリティと自由に基づくアプローチは、データ正義の諸原理を運用可能な枠組みに統合するための1つの道筋を提供している。ケイパビリティ・アプローチは、Sen が「機会の自由(opportunity freedoms)」と呼ぶものと、彼が「プロセスの自由(process freedoms)」と呼ぶものの両方を含んでいる。周辺化を防ぎ、データを扱うための社会的に公正なモデルを促進するというデータ正義と軌を一にする形で、ケイパビリティ・アプローチは、標準的な人間から出発するのではなく、その代わりに、どのような正義の原理であれば、周辺化され傷つきやすい人々を、そのほかの人々の同じように処遇することが可能かを問うのである (図2参照)。

図2は、データ正義が、どのような仕方でケイパビリティ・アプローチの中に収まるかを示している。ここでデータ正義は、データ技術に関して人々がどのような自由を評価しているのか、また、これらの自由をどのようにして実現するのかを、調査や議論が特定できるような包括的な概念的枠組みとして、提示されている。データ正義は、データ技術に関して人々の「機能(functionings)」がどのようなものであり得るのかを決定する、機会の自由とプロセスの自由の構造の中に位置づけられている。翻って、これらの諸機能は、政治的、法的、教育的支援などの「社会的変換要因(conversion factors)」を介して、データの価値連鎖(value chains)への参加、自身に影響を与えるデータへのアクセス、特定の文脈でどのような技術が使用されるかについての意思決定への包摂などの「ケイパビリティ(capabilities)」へと変換可能となる。

したがって、この種のデータ正義の枠組みを構築し、運用化を考える際の課題には、たとえば、情報プライバシーに関する研究とは異なる理論的・方法論的なツールキットが必要となる。これは、データの社会的影響の研究方法において、世界中の学者が変化を求めている、現在の傾向と一致するものである (Cohen[2012] Dalton et al.[2016] Floridi[2016] Kleine[2010] Schwartz and Solove[2011])。とりわけ、Cohen[2012]は、情報、権力、プライバシーについて、社会的な位置づけを考慮した形での学際的な分析を提唱している。このような研究は、国境を横断するようなグローバルな生態系的アプローチを採用する必要があるだろう。このプロセスにおける重要なツールの一つは、クリティカル・データ・スタディ(Critical Data Studies)という新興分野である。この分野は、デジタル・データの使用に関するより社会的に正しいアプローチを確立するための知識が既に存在しているながらも、そうした知識が、政策や法、実践に取り入れられてこなかったことを示している。こうした知識を政策や法律、特にオンライン・サービス・プロバイダーの国境を越えた政治的責任に結びつけることは、データ正義を運用する際の必要不可欠な作業の一部となるだろう。

データ正義の枠組みによって提起された疑問は、(社会契約の形成と交渉が行われる)最高レベルと、日常のデジタル生活の実践における最も基本的なレベルの両方で問題となる。Heeks と Renken が指摘するように、データ正義の枠組みによって提起される疑問は社会や地域によって異なる。したがって、データ正義の概念化を構築する上での主な課題は、これらの包括的な原理が、異なる文脈の中でどのようにして支持を得ることができるかを見極めることにあるだろう。データ正義という包括的な原理を各社会や地域が翻案するにあたって、それは、Sen[2005]が「公共的な推論の領域(the domain of public reasoning)」と呼んでいるものの中で分散的に行われなければならないだろう。このような前提の下で、各法制度や社会制度は、データ正義の原理がどのように適用されることになるのかを、自分達で考え出すことになる。ここで提示された諸原理は、何かしらの点で、地球上で確立されたデータ・ガバナンスのあらゆる体制と対立しており (例えば、データベースに記録されない権利など)、議論の場所によって異なる課題に直面することになるため、データ正義の原理がどのように適用されることになるのかを各社会が自力で考えることが重要となる。

7. 結論

ここで提示したデータ正義の概念化は、データ管理に関わる既存のほとんどの枠組みに挑戦を投げかけている。それは、ここで提示されたデータ正義の概念が、データ技術の有益な側面と否定的な側面の両方を組み入れていないいかなる枠組みも、公共的な推論の領域で支持を集めることができないという想定を採用しているからである。データ化された可視性と不可視性、技術への参与と非参与を調和させることを目的とした枠組みは、経済の分野で既に受け入れられている多くの規範や、国家の介入を行う権利などに挑戦することになる。ここに示された原理は、イノベーションの障害となるものではなく、また、政府の民

主的なプロセスを阻害するものでもない。それにもかかわらず、これらの原則は、様々な価値の大幅な調整を必要とする難しい問題を提起している。これらの問題を提起することが重要なのは、個人と国家の間、商業部門と公共部門の間、科学と公共の間の変化するインターフェースを対象としているからであり、プライバシーや(説明)責任を巡って摩擦が生じている座りの悪い領域を浮き彫りにしているからである。

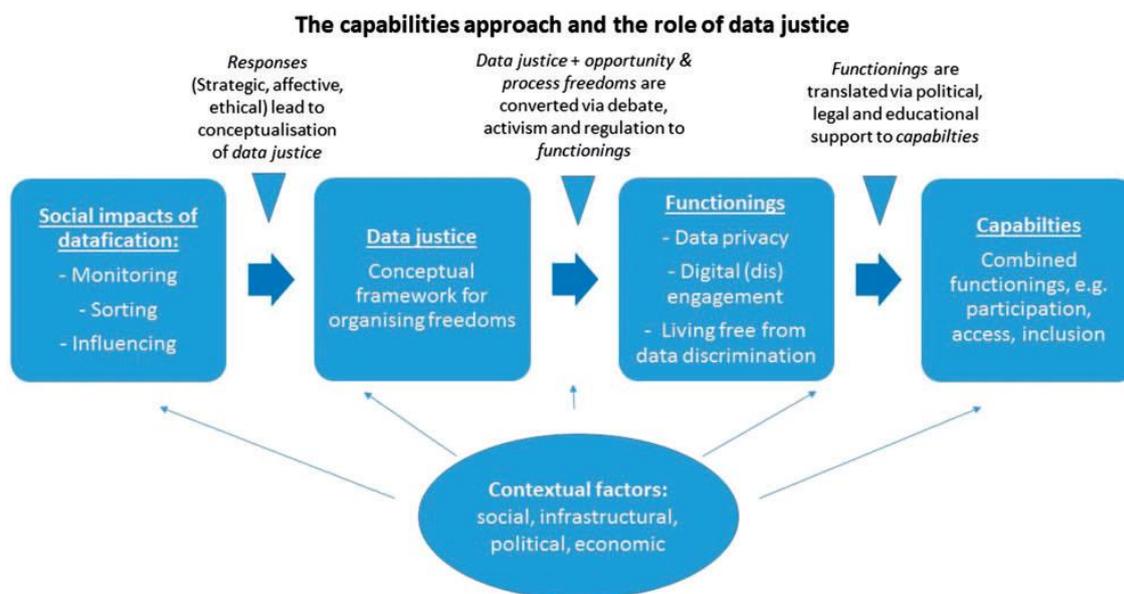
これらの摩擦が生じている場所は、ガバナンスの発展、また、知識社会の中でどのように共生していくか、この両方について、議論が行われている場所に他ならない。テクノロジーの革新と進化は不変であり、望ましいことでもあるが、テクノロジーが我々を監視し統治する手法に関しては、議論の余地がある。我々は、議論し、必要となれば、抵抗し、異なる道を提案することによって、テクノロジーとの相互作用のあり方を決定することができるはずである。

これには、データ技術のガバナンスに関して、商業的なものであれ、政府によるものであれ、当局に様々な要求を行うことも含まれている。ここで提案されている枠組みの運用には、データ市場を理解する責任を個人に負わせることから、国内および国際的な当局にデータ・ガバナンスの説明責任を負わせることへの転換を伴うだろう。また、ここで提案されている枠組みは、「責任ある(responsible)」データ利用と「説明責任(accountable)のある」データ利用の区別を要請する。後者は、我々の指導者たちの保身を許さず、それどころか、構造的な変化を求めるため、実現がはるかに難しいものである。

ビッグデータの出現以来、データ正義に関するさまざまな枠組みが提案されてきたことは、世界中の学者や政策立案者が、社会正義の原則とデータ化の現実、両者の調和を図ろうとしていることを示している。次の課題は、これらの世界的な視点と原則を、データ技術のグローバル化とその影響に対処可能な、より広いビジョンに統合することである。本論文で提示したフレームワークは、更に分析を進め、個別の目的を明確にし、そして最終的には複数の異なる国や国際的な文脈の中で運用するための、ロードマップを提供することを目的としている。

(福家 佑亮)

図 2



参考文献

Arora, P. [2016] "Bottom of the data pyramid: Big data and the global south." *International Journal of Communication* 10 : 19

Brock, G. [2009] *Global justice: A cosmopolitan account*. Oxford University Press.

Cho, S, Crenshaw, W and McCall, L. [2013] "Toward a field of intersectionality studies: Theory, applications, and praxis." *Signs: Journal of women in culture and society*, 38, 785-810.

Cohen, J. [2012] *Configuring the networked self: Law, code, and the play of everyday practice*. Yale University Press.

Dalton, C. Taylor L and Thatcher J. [2016] "Critical data studies: A dialog on data and space." *Big Data & Society* 3 :1-9.

Dencik, L, Arne H, and Jonathan C. [2016] "Towards data justice? The ambiguity of anti-surveillance resistance in political activism." *Big Data & Society* 3: 1-12.

Eubanks, V. [2014], "Want to predict the future of surveillance? Ask poor communities." *The American Prospect*, pp.1-4. Available at: http://prospect.org/article/want-predict-futuresurveillance-ask-poor-communities#.VXbsO_Oh2k8.twitter (accessed 9 October 2017).

- Floridi, L. [2014] "Open data, data protection, and group privacy." *Philosophy & Technology* 27 : 1-3.
- Gilliom, J. [2001], *Overseers of the Poor: Surveillance, Resistance, and the Limits of Privacy*. University of Chicago Press.
- Greenfield, A. [2013]. *Against the Smart City: A Pamphlet. This is Part I of "The City is Here to Use"*. Do projects.
- Heeks, R, and Jaco R. [2018] "Data justice for development: What would it mean?." *Information Development* 34 : 90-102.
- Jayaram, M. [2014] "India's big brother project. " *Boston Review*. Available at: <http://www.bostonreview.net/world/malavika-jayaram-india-unique-identification-biometrics> (accessed 1 January 2016).
- Johnson, A. [2014] "From open data to information justice." *Ethics and Information Technology* 16 : 263-274.
- Johnson, J. [2016] "The question of information justice." *Communications of the ACM* 59 : 27-29.
- Keeter, S. [2012] "Presidential address: survey research, its new frontiers, and democracy." *The Public Opinion Quarterly* 76 : 600-608.
- Kitchin, R. [2016] "The ethics of smart cities and urban science." *Philosophical Transactions of the Royal Society A: Mathematical, Physical and Engineering Sciences* 374.2083:1-15.
- Kleine, D. [2010] "ICT4WHAT?-Using the choice framework to operationalise the capability approach to development." *Journal of International Development* 22 : 674-692.
- Kroll, J, et al. [2016] "Accountable algorithms." *University of Pennsylvania Law Review* 165 : 633-705.
- Levin, K, et al. [2012] "Overcoming the tragedy of super wicked problems: constraining our future selves to ameliorate global climate change." *Policy sciences* 45 : 123-152.
- Masiero, S. [2017], "Digital governance and the reconstruction of the Indian anti-poverty system." *Oxford Development Studies* 45 : 393-408.
- Nussbaum, M. [2006] *Frontiers of justice: Disability, nationality, species membership*. Harvard University Press.
- Priya, S and Priya, A. [2016] "Even in Delhi, basing PDS on Aadhaar is denying many the right to food. " *The Wire*. Available at: <https://thewire.in/75359/right-to-food-howaadhaar-in-pds-is-denying->

rights/ (accessed 8 February 2017).

Raymond, A. [2016] "Beyond "do no harm" and individual consent: Reckoning with the emerging ethical challenges of civil society's use of data. " In: Taylor L, Floridi L and van der Sloot B (eds.) *Group Privacy: New Challenges of Data Technologies*. Springer International, 67–82.

Schwartz, P. and Daniel J. [2011] "The PII problem: Privacy and a new concept of personally identifiable information." *New York University Law Review* 86 : 1814.

Sen, A. [1999] *Development as freedom*. Random House.

Sen, A. [2005] "Human rights and capabilities." *Journal of human development* 6 : 151-166.

Taylor, L and Dennis B [2015], "In the name of Development: Power, profit and the datafication of the global South." *Geoforum* 64 : 229-237.

Taylor, L. [2016a]. "From zero to hero: how zero-rating became a debate about human rights." *IEEE Internet Computing* 20.4 : 79-83.

Taylor, L. [2016b] "No place to hide? The ethics and analytics of tracking mobility using mobile phone data." *Environment and Planning D: Society and Space* 34: 319-336.

Taylor, L. [2016c] "The ethics of big data as a public good: which public? Whose good?." *Philosophical Transactions of the Royal Society A* 374 : 1-13.

Yadav, A. [2016] "In Rajasthan, there is "unrest at the ration shop" because of error-ridden Aadhaar. " *Scroll.in*. Available at: <http://scroll.in/article/805909/in-rajasthanthere-is-unrest-at-the-ration-shop-because-of-errorridden-aadhaar> (accessed 9 October 2017).